



1 迷惑行為の防止対策について

質問1(1) ごみ・空き缶等のポイ捨て対策は。

答弁1(1) 鈴鹿市不法投棄連絡協議会を設置して共同でパトロールを行い、苦情件数は年々減少している。

質問1(2) 空き家の安全管理はどうなっているのか。

答弁1(2) 市内の空き家率は9.1%である。空き家の所有者に修理や解体等の適切な対応を求めている。

質問1(3) 空き家の雑草管理はどうなっているのか。

答弁1(3) 所有者に草刈りを早急に行うよう指導している。平成24年度は8月31日現在で環境政策課から132件の指導を行った。

質問1(4) 深夜における花火の騒音対策は。

答弁1(4) 市が管理する公園では火気の使用は原則禁止しており、看板や市ホームページで周知を図っている。また、夜間パトロールも実施している。

質問1(5) 歩行喫煙を防止するための施策は。

答弁1(5) 歩行喫煙に限らず、喫煙は喫煙者、非喫煙者双方の健康に影響があることを啓発している。

質問1(6) 犬のふん害に対する取り組みは。

答弁1(6) 飼い主のモラル向上が重要と考え、定期的に広報すずかやホームページで啓発を行っている。また、犬のふん害防止看板を作成し、自治会単位で配布している。



啓発看板

## 議会情報の共有を推進します!

鈴鹿市議会では、より市民に開かれた身近な議会となることを目指し、市民の皆様との情報共有を推進しています。

### テレビ中継を全日程で実施します。

今まで本会議のテレビ中継は代表質問と一般質問のみで実施していましたが、12月定例会からは開会日、質疑、閉会日を含めた全日程で実施します。放送時間は午前10時(開会時間)から会議の終了までで、CNSテレビのデジタル122chで生放送します。

また、市議会のホームページではテレビ中継した映像の録画配信を実施していますが、こちらの映像についても、本会議の全日程を配信します。

なお、映像配信の時期は、定例会閉会日からおおむね2週間後に配信する予定となりますのでご了承ください。

### 会議を原則公開します。

これまでは、本会議と議会運営委員会・常任委員会・特別委員会のみを公開していました。しかし12月1日から施行される鈴鹿市議会基本条例の第5条に「すべての会議を原則公開とする」と規定されたことに伴い、これまで非公開となっていた「各派代表者会議」を12月から公開することになり、傍聴が可能となります。

また、鈴鹿市議会基本条例の第18条に「市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する」と規定されたことに伴い、12月から広報広聴会議を設置します。この広報広聴会議についても公開しますので、傍聴することが可能です。